

別紙様式

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局

放送政策課又は放送技術課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
代表理事 小川 善美

電話番号 03-5468-5091

電子メールアドレス info@mcf.to

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「無線設備規則の一部を改正する省令案等の電波監理審議会への諮問
及び当該省令案その他の携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた
制度整備案に対する意見募集」
に対する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p>	<p>該当箇所におけるそれぞれの世帯カバー率の事項について、その要求レベルを上げることは、特定基地局の設備投資の負担が大きくなり、その投資負担の回収を厳密に行うほどに、結果的にエンドユーザの受信するための料金負担額の上昇、番組視聴のための料金上昇や番組提供事業者の委託放送事業者に対する負担料金の上昇、などを招くこともあり得るため、電波利用可能エリアとそのエリアで真に受信者の需給ニーズにマッチするよう、考慮されるべきと考える。そのため、該当箇所でも要求される世帯カバー率の基準を緩和するか、受託放送事業者の投資負担に耐えられる程度に段階的に引き上げられるような事が望ましいと考える。</p> <p>昨今、携帯通信事業者の経営破綻等が発生しているように、過度な世帯カバー率の要求によって、受託放送事業者が後に万が一破綻するような事態になると、エンドユーザおよび委託放送事業者や番組供給者が困窮するだけである。</p>
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準 2 受信設備の普及に関する事項</p>	<p>当法人では、携帯電話向けのコンテンツ・サイトを生業とする会員が多数存在する。該当箇所における「受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること」とあるように、携帯端末向けマルチメディア放送が、広く普及している携帯電話で受信出来るようにすることを要望する。</p> <p>また、現在、携帯電話向けに製作している各種のコンテンツを、出来る限り、同様に、改編することなく、マルチメディア放送波に載せて配信し、受信・ダウンロードしたコンテンツが、そのまま携帯電話で利用できるような受信設備となるように要望する。</p>
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準</p>	<p>受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考え。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか視聴できない受信設備が提供された場合、</p>

<p>3 受託放送役務の提供に関する事項</p>	<p>すべてのレイヤー（受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業）の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないう、受託放送事業者の責務として委託放送業務の円滑な運営のためどのような施策を計画しているかについても、審査対象として追加されることを要望する。</p>
<p>（該当無し）</p>	<p>当法人では、携帯コンテンツプロバイダが会員として多数存在し、各社の携帯端末向けマルチメディア放送への関与としては、委託放送事業者もしくは番組製作提供・コンテンツ提供の立場となる。特に後者となることが多いと想定され、今後予定されている委託放送事業者の申請および決定に至るプロセスにおいて、番組コンテンツ提供側の意見をその制度に反映する機会を頂けるよう、同様のパブリックコメントの募集が行われることを要望する。</p>